



2024年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社グッドコムアセット  
代 表 者 名 代表取締役社長 長嶋 義和  
(コード：3475 東証プライム)  
問い合わせ先 上席執行役員経営企画本部長 河合 能洋  
(TEL：03-5338-0170)

## 従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社グループの従業員に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、対象となる当社グループの従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、対象従業員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とはならない範囲で当社の取締役会において決定いたします。各対象従業員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当て契約（以下「本割当て契約」といいます。）を締結し、本割当て契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当て株式」といいます。）について、あらかじめ定められた期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとし、一定の事由が生じた場合には、当社が本割当て株式を無償で取得するものといたします。

なお、譲渡制限付株式付与の具体的な時期や金額等の詳細については、今後決定次第お知らせいたします。

以上